

沿岸15市町におけるメンタルヘルス対策について

市町名	メンタルヘルス対策への取組状況	うち、地方公務員災害補償基金が実施する事業の活用		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 仙台市	●		●	●
2 石巻市	●		●	●
3 塩竈市	●		●	●
4 気仙沼市	●	●		●
5 名取市	●	●	●	●
6 多賀城市	●		●	●
7 岩沼市	●			●
8 東松島市	●	●		●
9 亶理町	●		●	●
10 山元町	●			●
11 松島町	●	●	●	●
12 七ヶ浜町	●	●	独自事業により対応	
13 利府町	●	●	●	●
14 女川町	●	独自事業により対応		
15 南三陸町	●		●	独自事業により対応

(参考資料)
 メンタルヘルス総合対策事業の概要(地方公務員災害補償基金の資料から抜粋)・・・別添参照

メンタルヘルス総合対策事業について

- 1 事業の目的
東日本大震災の被災地域の職員及び被災地域に派遣された職員における公務災害を未然防止すること。

- 2 事業の実施主体
地方公務員災害補償基金

- 3 重点支援プラン及び通常支援プラン

(1) 重点支援プラン

ア 概要

下記 4 (1) から (5) までの事業メニュー全てを 3 年間同一の事業者がフルサポートして実施するプランです。専門の事業者が各団体の実情に応じて継続的に支援します。下記イの対象団体のうち、震災被害が極めて大きい地域（主として沿岸部の津波被害の大きい地域及び原発事故の影響が大きい地域）については、是非、この重点支援プランを御利用いただきたいと考えています。

詳細は、別添 2 中、3 ページの「重点支援プランを利用するメリット」を参照ください。

イ 対象団体

(ア) 岩手県、宮城県、福島県及び当該県内の市町村

(イ) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 2 項に規定する「特定被災地方公共団体」及び災害救助法の適用を受ける市町村（東京都を除く。）

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の地方公共団体が設けた一部事務組合等

(2) 通常支援プラン

ア 概要

下記 4 (1) から (5) までの事業メニューを選択して実施するプランです。事業者は、事業メニューによってそれぞれ異なる可能性があります。単年度ごとに要望を照会しますので、その都度、事業の実施を検討していただきます。

イ 対象団体

上記(1)イの団体に加え、当該団体に職員を派遣した団体（ただし、対象は、派遣が終了し所属団体の職務に復帰した職員とします。）

なお、上記(1)イの団体については、是非重点支援プランを御利用ください。

- 4 事業の内容

(1) ストレスチェック事業

ストレスチェックは、職員のセルフケア及び組織分析による職場改善、対策の検討を目的として実施するものです。具体的には、チェック票を用いてストレスの度

合いを自己採点し、職員に自覚を促すことにより、高ストレスの職員をカウンセリング又は医療機関等の受診に繋げることができません。また、事業者から組織毎の統計データを提供しますので、当該統計データを参考に、職員のメンタルヘルス対策をより効果的に実施することができます。

具体的には、平成24年度に使用した様式と同じもの（別添3参照）を用いて、無記名、自己採点方式で行います。記入済みのストレスチェックシートは、職員自身で御返信いただきます（添付の返信用封筒を投函）。

任命権者に対しては、個人毎のストレスチェック結果及びカウンセリング実施の有無をお知らせすることはありませんが、団体毎及び組織毎の統計データを提供します。

組織分析については、ストレスチェック対象者数が原則として10名以上の組織を対象とします。

ストレスチェックの実施時期については、6月及び11月を予定しています（6月及び11月両方、又はいずれか一方に実施することも可能です）。その約2か月前に、集計に用いる組織毎の対象職員数を把握するため、数値照会を行います。

(2) カウンセリング事業（電話相談含む）

ア 拠点におけるカウンセリング

ストレスチェックの実施の有無にかかわらず、悩みを抱える方が電話で相談できる窓口を設けるとともに、盛岡市、仙台市、福島市及び郡山市に臨床心理士等の面談（カウンセリング）拠点を設けます。

相談窓口では、電話による相談の他、カウンセリングの予約を受け付けます。開設期間は、平成25年4月から平成28年3月まで（3年間）を予定しています。

なお、電話相談及びカウンセリングを受けた職員のプライバシー保護のため、原則として任命権者等に対し利用者氏名を伝えることはできませんので御了承ください。

イ 訪問カウンセリング

職場でのカウンセリングを希望する団体には、臨床心理士等を派遣します（重点支援プランを実施する団体を対象とします。）。

団体の安全管理担当者におかれては、職員のカウンセリング希望状況を事前に把握し、スケジュールの調整を行うとともに、カウンセリングを実施する会場（会議室等）を御用意いただくこととなります。

詳細については、別途通知します。

(3) メンタルヘルスセミナー事業

臨床心理士等の専門家による講演を行い、メンタルヘルスに関する知識の習得、ストレス対処法、予防法等を身に付けていただきます。

(4) 職員の心の健康回復事業

参加者を少人数のグループに分け、グループメンバー同士で職場の課題等、設定されたテーマに沿ってグループワークを行います。自由に話をするにより、互いの感情を相互に理解することを通して心の健康の保持増進を図ります。

1回当たりの参加者は原則として10～50名程度までとし、グループワークの進行及び補助を行う者（ファシリテーター）を派遣します。

(5) メンタルヘルスマネジメントの支援事業

団体の安全衛生管理担当者向けに、コンサルタント等を派遣し、セルフチェックの導入、心の健康づくり計画の作成等、メンタルヘルスの管理体制整備のアドバイスを行います。

効果的な事業実施のため、上記(1)のストレスチェックの統計データの活用を推奨します。

(6) 自主的実施事業への援助事業

東日本大震災に関連するメンタルヘルス対策として、団体が独自に実施する事業に対して資金助成を行います。

詳細については、別途通知します。

(7) 管理職員・各部署人事管理担当者向け宿泊研修事業

管理職員及び各部署人事管理担当者向けに、1泊2日の宿泊研修を盛岡市、仙台市及び福島市で各2回（6月、11月を予定）行います。セミナー、グループワーク等を通じてメンタルヘルスの知識を習得していただくほか、参加者自身のストレスケアも目的としています。

詳細については、別途通知します。

5 留意事項

(1) 上記4(1)から(6)までの事業については、要望内容を精査した上で、被災の程度等各団体の実情を踏まえ、予算の範囲内で実施団体及び事業規模を決定します。したがって、全体の要望状況によっては、必ずしも要望に添うことができない場合もありますのであらかじめ御了承ください。

(2) 要望時点で上記3(1)イの団体に派遣中である職員については、当該派遣先において要望職員数に含めてください（派遣元及び派遣先団体間で調整をお願いします。）。

6 日程等

上記4(1)から(5)までの各事業の実施日程等の調整については、要望を取りまとめた後、基金が業務委託する事業者から連絡します。

なお、ストレスチェックについては、一定期間内に一斉実施することから、団体毎に実施時期を変えることは出来ませんので御注意ください。

7 事業実施の要望

上記4(1)から(5)までの事業を要望する対象団体にあつては、別添4の「メンタルヘルス総合対策事業 要望回答様式」に必要事項を記入の上、平成25年2月15日(金)までに下記連絡先（原則として電子メール）あてにお送りください。

なお、上記4(7)の「管理職員・各部署人事管理担当者向け宿泊研修事業」については、後日改めて出席要望を照会しますので、要望回答様式には、現時点での予定人数を御記入ください。

※要望回答様式は、基金のホームページからダウンロードできますので、適宜御利用ください。

URL : <http://www.chikousai.jp/>

(左端のメニューから「東日本大震災関連公務災害防止事業メンタルヘルス総合対策事業について」をクリックしてください。)

8 その他

(1) 調査の実施について

本事業においては、事業の効果等について基金が専門機関に調査を依頼することを予定しています。このため、アンケートその他の調査に御協力いただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) メンタルヘルスセミナー及びグループワークのテキストサンプルについて

上記4(3)及び(4)に関して、平成24年度に実際に使用したテキストを基金ホームページ(上記7に記載したURL)に掲載しましたので、御覧ください。

なお、重点支援プランにおいて実施するメンタルヘルスセミナー及びグループワークについては、各団体の意向に合わせて内容を調整することがありますので、掲載したテキストは一例とお考えください。

9 お問い合わせ

お問い合わせは、電子メールにてお願いします。

なお、基金ホームページ(上記7に記載したURL)にQ&Aを設けましたので、御覧ください。

担当 地方公務員災害補償基金

メンタルヘルス総合対策事業推進室

〒102-0093

東京都千代田区平河町2丁目16番1号

平河町森タワー8階

TEL : 03-5210-1342

FAX : 03-5210-1348

E-MAIL : mental@chikousai.jp

メンタルヘルス総合対策事業の構成

事業の目的

東日本大震災の被災地域の職員及び被災地域に派遣された職員における公務災害を未然防止することです。

対象団体

- ア 岩手県、宮城県、福島県及び当該県内の市町村
 イ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」及び災害救助法の適用を受ける市町村(東京都を除く。)
 ウ 上記ア及びイの地方公共団体が設けた一部事務組合等
 エ 上記ア、イ及びウの地方公共団体等に職員を派遣した団体(ただし、対象は、派遣が終了し所属団体の職務に復帰した職員とします。)
 ※上記対象団体は、平成24年度と同様です。

事業メニュー

(1) 重点支援プラン

・以下①から⑤を3年間同じ事業者がフルサポート
 (事業メニューを一部省略して実施可能)

・事業内容

- ① ストレスチェック事業
- ② カウンセリング事業
- ③ メンタルヘルスセミナー事業
- ④ 職員の心の健康回復事業
- ⑤ メンタルヘルスマネジメントの支援事業

(2) 通常支援プラン

・以下①から⑤の事業メニューを選択して実施可能
 (事業者はそれぞれ異なる可能性あり)

・事業内容

- ① ストレスチェック事業
- ② カウンセリング事業
- ③ メンタルヘルスセミナー事業
- ④ 職員の心の健康回復事業
- ⑤ メンタルヘルスマネジメントの支援事業

(3) 自主的实施事業への援助

・地方公共団体等の工夫を活かした自主事業に対する
 資金援助

(4) 管理職員・各部局人事管理担当者向け 宿泊研修

・1泊2日の宿泊研修を盛岡市、仙台市、福島市で実施

対象団体の推奨メニュー

	重点支援 プラン※	通常支援 プラン	自主的実施事業 への援助	管理職員・各部 局人事管理担当 者向け宿泊研修
対象団体ア～ウ	◎	◎	○	◎
対象団体エ	×	○	◎	○

◎→推奨メニュー ○→選択可能 ×→対象外

※重点支援プラン について

・上記対象団体のうち、震災被害が極めて大きい地域(主として沿岸部の津波被害の大きい地域及び原発事故の影響が大きい地域)については、以下に示す重点支援を是非御要望いただきたいと思います。

上記事業内容①から⑤の全てについて3年間フルサポートする内容となっています。

重点支援プランを利用するメリット



専門の事業者が各団体の実情を把握しながら継続的に支援します。

・同じ事業者が3年間を通して貴団体の状況を把握するため、継続的に、効果的な助言を受けながらメンタルヘルス対策を実施することができます。

例: ストレスチェックの結果、若年層に抑うつ気分の高い職員が多いことがわかった。

→事業者より、抑うつ気分を解消する対策を助言

→若年層対象のメンタルヘルスセミナーを実施

・専門的見地から事業メニューが構成されていますので、全ての事業メニュー(ストレスチェック～メンタルヘルスマネジメントの支援)を実施することで最も効果的にメンタルヘルス対策を行うことができます。

*なるべく全ての事業メニューを実施することを推奨しますが、団体の実情に合わせて1年のみの実施あるいは一部のメニューを省略して実施することもできます。2, 3年目に、その時の状況に合わせて事業メニューを変更することも可能です。

・複数年継続して事業を実施することにより、定点的な状況把握が可能となります。

例: 1年目: ストレスチェックの実施→結果の把握(自己採点及び統計データによる)

2年目: 上記と同様に実施



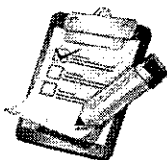
見比べて状況の変化を把握することが可能

・3年間、事業に要する経費は基金が負担しますので、経費負担は基本的に不要です。

・事業者との契約は基金が行います。一括で申込みいただいた後はフルサポートします。

* 日程調整や組織情報の提供など、一部担当者様に御協力をいただくがございます。

メンタルヘルス総合対策事業の概要



①ストレスチェック



自分のストレス度合いが自己採点できます。
できるだけ全職員に実施していただきます。

- ・職員のセルフケア及び組織分析による職場改善、対策の検討等を目的として実施します。
- ・チェック票の質問に答えることで自分のストレス度合いがわかります。
- ・組織の状況を把握することにより、公務災害防止事業を、より効果的に実施することが可能となります。
- ・ストレスチェックの統計データを、任命権者、地方公務員災害補償基金、調査研究を委託する大学が活用する場合がありますが、その際は個人情報の秘匿性が確保されたデータのみを使用します。



②カウンセリング



職場ではお話できないようなことも安心して専門家にお話ください。秘密は厳守いたします。

臨床心理士等と面談(カウンセリング)できるよう東北地方に相談場所を設けます。
気になることがあれば遠慮なく相談窓口へ御連絡ください。対面相談の予約も受け付けます。まずはお電話をおかけください。
また、職場でのカウンセリングを希望する団体には、定期的に臨床心理士等を派遣します(重点支援プランを実施する団体を対象とします。)
専門的なカウンセリングを通じ心の負担の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関での受診をご案内します。



③メンタルヘルスセミナー事業



どうすればメンタル不調を防げるかなどについてわかりやすくお話しします。

貴団体において臨床心理士等の専門家による講演を行います。
メンタルヘルスに関する基本的知識の習得、ストレス対処法、予防法等を身につけていただくものです。

所要時間:90分程度

管理職員向け、全職員向けの2種類を用意し、希望に応じて実施します。

* 基本的な内容ですので、過去にセミナーを実施したことがある場合は、別紙に示す「管理職員・各部署人事管理担当者向け宿泊研修」をおすすめします。



④職員の心の健康回復事業



日頃思っていることなどをリラックスして自由にお話してください。

貴団体において、職員同士のグループワークを行います。講師からの説明の後、少人数のグループに分け、グループメンバー同士で職場の課題等、設定されたテーマに沿ってグループワークを行います。自由に話をする事により、互いの感情を共有し、心の健康の保持増進を図ります。

1回あたりの参加者は30~50名程度までとし、グループワークの進行及び補助を行う者(ファシリテータ)を派遣します。

管理職員向け、全職員向けの2種類を用意し、希望に応じて実施します。



⑤メンタルヘルスマネジメントの支援事業

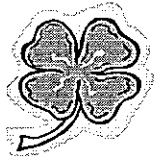


組織としての対応を改善したい場合などにご利用ください。

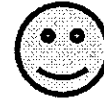
地方公共団体等に対し、基金が業務委託した事業者がセルフチェックの導入、心の健康づくり計画の作成等、メンタルヘルスの管理体制整備のアドバイスを行います。

専門家から安全衛生管理者等への照会(メンタルヘルス対策の実施状況等)、ヒアリング→安全衛生管理者等からの個別相談→専門家による助言や提案等

○実施を希望される地方公共団体等で③、④、⑤の事業に参加される職員を決定していただきます。
○①から⑤の実施にあたっては、基金が業務委託する事業者から具体的調整等の連絡をします。



自主的実施事業への援助



事業を実施する地方公共団体等を
資金面で応援します。

地方公共団体等の工夫を活かした自主事業を資金面で支援します。

・事業計画書の提出→審査→援助決定→完了報告書の提出・資金交付依頼→送金

・メンタルヘルスに資する研修、講習会、啓発用物品等の配付といった事業を独自に実施する場合などに、本事業として申請いただければ費用を基金が支援します。

・平成24年度に比べ、対象団体アからウの地方公共団体及び当該地方公共団体が設けた一部事務組合等については、援助の上限額を2倍に引き上げます。対象団体エについては、援助の上限額を平成24年度と同額とします。

(例)岩手県、宮城県、福島県及び当該県内の市町村及び当該地方公共団体が設けた一部事務組合等

県	1,000万円
政令指定都市	300万円
市町村、一部事務組合等	100万円

・本事業は、事業実施に当たって各団体が実際に支出した金額に対して資金援助(検査の結果全部又は一部を減額する可能性あり)を行う「精算払い」となっております。ゆえに、事業実施に要した経費を各団体に一時的に負担していただくこととなりますから、各団体において事前に予算計上する必要があるものと考えられます。

詳細は、別途定めた「自主的実施事業への援助事業実施要領」を参照ください。

○平成24年度に交付決定をした主な事業内容

- ・メンタルヘルスセミナー(会場賃借料、講師謝金等)
管理職員向け、一般職員向け、全職員対象とした研修
- ・カウンセリング(カウンセラー謝金等)
カウンセラーによる対面相談
- ・ストレスチェック(委託費等)
チェックシート等を用いた心理状況等の把握・分析



管理職員・各部署人事管理 担当者向け宿泊研修



メンタルヘルスの知識習得及び御自身のリラックスもできます。

- ・管理職員・各部署人事管理担当者向けに、1泊2日の宿泊研修を盛岡市、仙台市、福島市で各2回行います。
- ・セミナー、グループワーク等を通じてメンタルヘルスの知識を習得していただくほか、御自身のストレスケアも目的としています。
- ・どちらか1日のみの参加、日帰り参加も可能です。
- ・③のメンタルヘルスセミナーよりも具体的かつ実践的な内容となります。過去に基本的な内容のセミナーを受講したことがある方におすすめです。
- ・平成24年10月に実施した「管理職員向け宿泊研修」と同様の研修を行います。同じような悩みを抱えている他団体の職員との交流の場となります。
- ・管理職員に限らず、職員の人事管理業務に従事している担当の方であれば参加いただけます。

○実施を希望される地方公共団体等で参加される職員を決定していただきます。